

沖縄県公安委員会告示第140号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第34条第2項の規定による飲食店営業の停止に関する行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第41条第2項の規定に基づき、公示する。

令和8年8月5日

沖縄県公安委員会



1 聴聞の期日

令和8年8月14日（金）午前10時00分

2 聴聞の場所

沖縄県警察本部 2階201会議室

3 事案番号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第2項に基づく聴聞第2号